

本年10月、第四管区海上保安本部管内において、沖合で釣りを終えた小型船が帰港のため機関を起動させようとしたところ、バッテリー上がりにより機関が起動せず運航不能となる事故が連続して発生しています。

いずれの事故も当庁及び救助団体により救助されましたが、海上での運航不能は、波浪による転覆、浅瀬への乗揚げ、他船との衝突など、引き続く事故の発生にも繋がり非常に危険です。

本年に入り、バッテリー上がりによる事故は13隻発生しています!秋の釣り・操業の時期を迎え、バッテリーの点検・交換を実施してください!

## バッテリーには寿命があります。定期的な交換を!

特に使用頻度の少ない船舶のバッテリーは2年以内で劣化するケースもあります!

## 出航前には必ずバッテリーの点検を!

(電圧(液量)の確認、端子のゆるみ、機関始動時の音・始動具合の確認)

万が一に備え、予備バッテリー、ジャンプスターターの搭載を!

(携帯型起動用電源)

## 全国漁船安全操業推進月間

10月1日 ~ 10月31日















